

## 取引規定集の改定について

2018年5月14日に、取引規定集の一部改定を実施いたしました。下記のとおり預金関連規定を改定しております。今後のお取引につきまして、下記をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

改定前（下線部が改定箇所）	改定後（下線部が改定箇所）
<p>デビットカード取引規定</p> <p>1.（適用範囲） 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、本規定により取り扱います。</p> <p><u>(1) 日本デビットカード推進協議会（以下「協議会」といいます。）</u> 所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>協議会に直接加盟店として登録され、協議会の会員である</u>または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）<u>（追加）</u></p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人 <u>（追加）</u></p> <p>(3) 規約を承認のうえ、<u>協議会に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</u> <u>（追加）</u></p> <p>6.（条項追加）</p> <p>7.（条項追加）</p>	<p>デビットカード取引規定</p> <p>1.（適用範囲） 次の各号に定めるいずれかの者（以下「加盟店」といいます。）に対し、カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等（以下「売買取引」といいます。）について当該加盟店に対して負担する債務（以下「売買取引債務」といいます。）を、当該カードの預金口座（以下「預金口座」といいます。）から預金の引き落としによって支払う取引（以下「デビットカード取引」といいます。）については、本規定により取り扱います。</p> <p><u>(1) 日本電子決済推進機構（以下「機構」といいます。）</u> 所定の加盟店規約（以下「規約」といいます。）を承認のうえ、<u>機構に直接加盟店として登録され、機構の会員である</u>—または複数の金融機関（以下「加盟店銀行」といいます。）と規約所定の加盟店契約を締結した法人または個人（以下「直接加盟店」といいます。）<u>。ただし当該加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが直接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>(2) 規約を承認のうえ、直接加盟店と規約所定の間接加盟店契約を締結した法人または個人（以下「間接加盟店」といいます。）<u>。ただし、規約所定の間接加盟店契約の定めに基づき、当行のカードが間接加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>(3) 規約を承認のうえ、<u>機構に任意組合として登録され加盟店銀行と加盟店契約を締結した民法上の組合の組合員であり、規約を承認した法人または個人</u>（以下「組合事業加盟店」といいます。）<u>。ただし、規約所定の組合契約の定めに基づき、当行のカードが組合事業加盟店で利用できない場合があります。</u></p> <p>6.（キャッシュアウト取引） <u>カードを提示して、当該加盟店が行う商品の販売または役務の提供等および当該加盟店から現金の交付を受ける代わりに当該現金の対価を支払う取引を預金口座から預金の引落としによって支払う取引（キャッシュアウト取引）の当行での取り扱いはございません。</u></p> <p>7.（公金納付） <u>機構所定の公的加盟機関規約（以下本条において「規約」といいます。）を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員であるまたは複数の金融機関（以下本条において、「加盟機関銀行」といいます。）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます。）に対して、規約に定める公的加盟機関に対する公的債務の支払いのためにカードを提示した場合、加盟機関銀行が当該公的債務を支払うものとします。この場合に加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額を支払う債務を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落とし（総合口座取引規定にもとづく当座貸越による引落としを含みます。）によって支払う取引（公金納付）について、当行での取り扱いはございません。</u></p>

6 (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定中の「預金の払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは、「デビットカード取引をする場合」とし、「払出機、振込機」とあるのは、「端末機」とします。

9. (条項追加)

8. (読替規定)

カードをデビットカード取引に利用する場合におけるカード規定の適用については、同規定を以下のように読み替えるものとします。

(1) 6.「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込およびデビットカード取引」

(2) 6.(1)「代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合」とあるのは「代理人による預金の預入れ・払戻し・振込の依頼およびデビットカード取引」

(3) 8.「窓口でカードにより取扱った場合」とあるのは「デビットカード取引をした場合」

(4) 9.(1)「払出機または振込機」とあるのは「端末機」、また、「払戻し」とあるのは「引落とし」

(5) 10.「偽造または変造カードによる払戻し」とあるのは「偽造または変造カードによる払戻しおよびデビットカード取引」

(6) 11.(1)「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻し」とあるのは「他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しおよびデビットカード取引」、また、「本人は当行に対して当該払戻しにかかる損害」とあるのは「本人は当行に対して当該払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」

(7) 11.(2)「当該払戻しが本人の故意による場合を除き」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード取引が本人の故意による場合を除き」、「前の日以降になされた払戻しにかかる損害」とあるのは「前の日以降になされた払戻しおよびデビットカード取引にかかる損害」、また、「当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」

(8) 11.(3)「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻し」とあるのは「盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しおよびデビットカード取引」

(9) 11.(4)「①当該払戻しが行われたことについて」とあるのは「①当該払戻しおよびデビットカード取引が行われたことについて」

(10) 14.「預金機・払出機・振込機」とあるのは「端末機」

9. (改定)

当行は、本規定の内容を必要に応じて改定することがありますが、本規定を改定したときは、変更内容をすみやかに当行ホームページまたは店頭表示の方法により公表します。改定後の規定は公表の際に定める日より適用されます。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定を含む当行の規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。